平成２２年（フ）第６９６５号
東京都台東区日本堤１丁目39―11―212―Ａ
債務者　佐藤　智之
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３４２号
東京都新宿区市谷薬王寺町２―２―104
債務者　山本　忠彦
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８５０号
東京都千代田区内神田１丁目４―７
債務者　水谷裕美子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３７６１号
東京都足立区保木間２丁目９―１―206
債務者　西舘　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９０号
青森市大字浅虫字蛍谷65番地
債務者　村上　道治
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
青森市大字大野字鳴滝８番地２
債務者　櫻庭　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
青森市岡造道１丁目４番24号
債務者　三上　　登
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４００号
青森市岡造道１丁目４番24号
債務者　三上　清子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
青森市大字筒井字八ツ橋31番地112
債務者　藤田　光明
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
青森市中央３丁目６―３　斉藤裕一郎方、住民票上の住所東京都板橋区大谷口上町４番11号　ベリエーロ801号
債務者　斉藤美香子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
青森市大字大野字若宮46番地12
債務者　三浦　博之
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４１号
青森市大字三内字稲元47番地５
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
栃木県那須塩原市石林841番地185　エイチビーハウス102号、前住所栃木県那須塩原市下永田７丁目1068番地９
債務者　猿山　拓路
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４６０号
静岡県焼津市相川1088番地の２　コーポあいかわ101
債務者　戸塚　文子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

第明治三十二種郵便物認可